

開催のお知らせ

年末調整等説明会

平成19年分給与所得の年末調整の仕方と法定調書及び給与支払報告書の提出に関する説明会を下表のとおり開催します。対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席できます。

また、給与支払報告書の配布は下記会場及び市民税課・各市民センター等(11月1日から)で行います。なお、電算機用連続用紙は下記会場

及び市民税課だけの配布となります。車での来場はご遠慮下さい。

年末調整の仕方
町田税務署源泉所得税担当 ☎728・7211 内線222~223

法定調書について
町田税務署資料情報担当 ☎728・7211 内線515

給与支払報告書事務について
町田市市民税課 ☎724・2114~5

年末調整等説明会開催日程

開催日	時間	会場	対象地域
11月6日(火)	用紙配布 午前9時30分~10時 説明会 午前10時~正午	健康 福祉会館	官公庁・中町・原町田・高ヶ坂・南大谷・東玉川学園・成瀬台
	用紙配布 午後1時30分~2時 説明会 午後2時~4時		金井・金井町・野津田町・小野路町・大蔵町・鶴川・三輪町・三輪緑山・能ヶ谷町・真光寺・真光寺町・薬師台・広袴・広袴町
11月8日(木)	用紙配布 午後1時30分~2時 説明会 午後2時~4時	忠生市民センター	相原町・小山町・小山ヶ丘・山崎町・忠生・根岸町・図師町・上小山田町・下小山田町・矢部町・常盤町・小山田桜台
11月14日(水)	用紙配布 午前9時30分~10時 説明会 午前10時~正午	健康福祉会館	木曾町・森野・旭町・本町田・玉川学園
11月15日(木)	用紙配布 午後1時30分~2時 説明会 午後2時~4時	南市民センター	金森・鶴間・小川・つくし野・南つくし野・南成瀬・成瀬・成瀬が丘

老人保健法医療受給者証をお持ちで住民税非課税の方へ

減額認定の申請を

【限度額適用・標準負担額減額認定証について】
医療機関へ入院したときにこの認定証を提示すると、入院時一部負担金と食事の負担金が減額されます(下表参照)。

(区分 になります)
提示することにより、同一の医療機関に支払う入院時一部負担金の上限が1か月4万4400円から1万5000円に、また食事の負担金が1食260円から100円に減額されます。

1 世帯全員が住民税非課税の方(区分 になります)
提示することにより、同一の医療機関に支払う入院一部負担金の上限が1か月4万4400円から2万4600円に、また食事の負担金が1食260円から210円(過去1年間の入院日数が91日以下)または150円(過去1年間の入院日数が91日以上)に減額されます。

1か月の自己負担限度額(1割)

区分	外来	入院	食事(1食)
一般	12,000円	44,400円	260円
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	210円(90日まで) 160円(91日以上)
		15,000円	100円

過去1年間の入院日数

3 経過措置
これまで、課税世帯の方は減額認定の申請はできませんでしたが、平成18年8月から2年間、経過措置として以下の要件(両方)に該当する方は、申請できるようにしました。

昭和15年1月2日以前生まれで、平成19年度住民税の合計所得金額が125万円以下の方がいる課税世帯である(他に課税者がいる場合は該当しません)

その世帯に在る老人保健の医療受給者で、住民税非課税の方(区分 になります)に居住費を請求される場合があります。

認定証の交付には申請が必要です。申請された月の初日から対象になります。

高齢者医療課 ☎724・2114

税務署からのお知らせ

【税務署への申告書や申請書・届出書の提出にあたってのご注意】

郵政公社の民営化に伴う郵便法の改正により、平成19年10月1日以降、小包郵便物(ゆうパック・EXPACK500・ポストケット・冊子小包郵便物)は、郵便法の定める「郵便物」ではなくなりました。そのため、申告書や「郵便」または「信書便」を利用し税務署に送付された場合、その「郵便物」または「信書便」の通信日付印により表示された日を提出日と見なすこととなりますが、それ以外の場合には、税務署に到達した日が提出日となります。申告書はお早めに提出いただくとともに、送付により提出される場合には、必ず「郵便」または「信書便」をご利用下さい。

【来署による相談は、事前の予約が必要です】

相談の内容により、電話での回答が困難な場合には、関係書類を持参のうえ、税務署でご相談いただいておりますが、11月1日以降は十分な相談時間をもって対応するため、事前に予約していただくこととしました。予約の際には、氏名・住所・相談の内容等を伺います。なお、税金の納付相談や確定申告書の作成会場においての際は、事前予約の必要はありません。

町田税務署 ☎728・7211



町田消費生活センター ☎725・8805

食品添加物って、なぜ必要なの

最近、中国産食品などの安全性についての問題が報道されています。食生活は、健康な体を作り、維持する最も大切な要素です。消費者は、食品に使用されている添加物が、どういふものであるかをしっかりと理解する必要があります。

【食品添加物の種類】
添加物は、どのような目的で使用されているのでしょうか。使用されている主な目的と添加物の分類の例を挙げてみました。

- 用される物質
- 食品の加工または、保存の目的で使用される物質
- 食品添加物の種類
- 添加物は、どのような目的で使用されているのでしょうか。使用されている主な目的と添加物の分類の例を挙げてみました。
- 食品の味を向上させるもの：甘味、酸味料など
- 腐敗、その他化学変化による食品の変質を防ぐ：保存料、酸化防止、防カビ剤など
- 食品を美化し、魅力を増す：着色料、漂白、発色、光沢剤など
- 食品の製造加工に必要なもの：にがり、イースト、かん水など
- 栄養価の維持向上：アミノ酸、ビタミン、ミネラル類など

【なぜ使われているの】
食品添加物には、それぞれの目的があり、表示をみるとその必要性が分ります。

【食品添加物の安全性】
食品衛生法で添加物の成分や使用量については厳しく規制されています。

食品の製造過程で必要なため

1日に摂取する食品中に含まれ

ご利用下さい 住民基本台帳カード

現在、各行政機関では、自宅などのパソコンから様々な申請や届出ができる「電子申請」や確定申告等の「電子申告」が始まっています。その中にはあらかじめ住民基本台帳カードを入手し、そのカードに「電子証明書」の付与を受けておく必要があるものがあります。

このサービスを利用することで、申請者が本人であることや申請内容が通信中に改ざんされていないことを証明できます。「電子証明書」は窓口申請などに必要な「印鑑証明書」にかわる役割をインターネット上で果たすものです。「電子証明書」の申請をするには、まず住民基本台帳カードを取得していただく必要があります。

住民基本台帳カードを取得するには
対象者は、町田市内に住民登録する食品添加物の総量が、1日摂取許容量を下まわるように使用基準が定められています(注)。

なお、1日摂取許容量は、動物実験などのデータをもとに定められています。このようにして求められた1日摂取許容量や日本人の各食品の摂取量などを考慮し、食品添加物ごとに最大の使用量、使用方法などの使用基準が決められています。そして、いろいろなものを食べてもその食品添加物の1日摂取量の合計が、1日摂取許容量を十分下まわるようにされています。

(注) 1日摂取許容量はADIと表示される場合もあります。

住民基本台帳カード交付申請書(町田市ホームページからダウンロードできるほか、市民課および各市民センターでも配布しています)に旅券・運転免許証などの本人確認の書類(コピー)と、写真つきカード希望の場合のみ写真1枚(6か月以内に撮影されたもので、縦4.5cm×横3.5cmで縁なし、無背景、スナップ不可)を添えて市民課・各市民センターで申請して下さい。申請は郵送でも可能です。

カードが作成できたら、お渡し希望交付場所(市民課・各市民センター)から郵送で、住民基本台帳カード交付通知書兼照会書をお送りします。

ご本人が、通知書で指定された窓口で「住民基本台帳カード交付通知書兼照会書」と「申請の際に提出された旅券・運転免許証などの本人確認書類(原本)」を持参して受領します(その際に4桁の数字のパスワードを入力しています)。

町田市民課 ☎724・2123

電子証明書の発行手数料は500円です。

確定申告の時期は大変込み合いますので、お早めの手続きをお願いします。

町田市民課 ☎724・2123

カラス対策用ごみ袋へ切り替え

市では「燃やせるごみ袋」を「カラス対策用ごみ袋」に切り替えます。

「カラス対策用袋」の販売開始時期は次のとおりです。

- 5号袋・40号袋：12月1日
- 10号袋：2008年3月1日
- 20号袋：2008年1月1日

今回の「カラス対策用袋」は光の波長等を利用して、カラスには袋の中身が見えにくくなっています。

ものです。色も従前のごみ袋と比べて濃い黄色です。また包装パツクの文字色も袋の種類ごとに変更し、文字色で種類がわかるようにしました。

なお、「カラス対策用ごみ袋」に切り替え後も、各ご家庭で在庫されている従前のごみ袋は引き続きご利用いただけます。価格も変更ありません。

町田市民課 ☎797・0530

町田市民課 ☎724・2123